

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後					
別表第1（第6条関係）		別表第1（第6条関係）					
1 収容施設の供与		1 収容施設の供与					
(1) [略]		(1) [略]					
(2) 応急仮設住宅		(2) 応急仮設住宅					
ア [略]		ア [略]					
イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、 <u>2,404,000円</u> 以内とする。		イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、 <u>2,387,000円</u> 以内とする。					
ウ～キ [略]		ウ～キ [略]					
2 [略]		2 [略]					
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与					
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]					
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内の額とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。		(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内の額とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。					
ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯		ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯					
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	4月	円	円	円	円	円	5人を超える者1
	から	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	人ごとに7,400円
	9月						を50,500円に加算
	まで						した額
冬季	10月	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	5人を超える者1
	から						人ごとに10,500円
	3月						を77,000円に加算
	まで						した額
イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯		イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯					
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	4月	円	円	円	円	円	5人を超える者1
	から	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	人ごとに2,400円
イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯		イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯					
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	4月	円	円	円	円	円	5人を超える者1
	から	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	人ごとに2,400円

	9月 まで						を17,700円に加算 した額
冬季	10月 から 3月 まで	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	5人を超える者1 人ごとに3,300円 を25,800円に加算 した額

(4) [略]

4～8 [略]

### 9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人199,000円、小人159,200円以内とする。

(4) [略]

10・11 [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内とする。

(3) [略]

### 別表第2（第14条関係）

1 政令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,400円以内

イ 薬剤師 1人1日当たり 11,900円以内

ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり  
11,400円以内

エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり  
17,200円以内

オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,700円  
以内

(2) 超過勤務手当

職種ごとに支給される日当額を基礎とし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第32条の規定の例により算出

	9月 まで						を17,500円に加算 した額
冬季	10月 から 3月 まで	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	5人を超える者1 人ごとに3,300円 を25,400円に加算 した額

(4) [略]

4～8 [略]

### 9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人201,000円、小人160,800円以内とする。

(4) [略]

10・11 [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。

(3) [略]

### 別表第2（第14条関係）

1 政令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 21,100円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学  
技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 14,700円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当  
たり 14,800円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 16,200円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり  
16,300円以内

カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 15,900円  
以内

(2) 超過勤務手当

職種ごとに支給される日当額を基礎とし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第32条の規定の例により算出

<p>した額。ただし、この場合における「給料の月額」は、  <u>日当額に25を乗じて得た額とし、「1週間の勤務時間」</u>  <u>は40時間とする。</u></p> <p>(3) 旅費</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、大工、左官及び  とび職については、一般職の職員等の旅費に関する条  例の規定により行政職給料表2級の職務にある職員が  受けることとなる額に相当する額以内の額</p> <p>2 [略]</p>	<p>した額</p> <p>(3) 旅費</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学</u>  <u>技師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、准看護</u>  <u>師、救急救命士、大工、左官及びとび職</u>については、  一般職の職員等の旅費に関する条例の規定により行政  職給料表2級の職務にある職員が受けることとなる額  に相当する額以内の額</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。